

令和2年度分の 保険税(料)納付書を送付します ＝納期内納付にご協力を＝

「国民健康保険税納税通知書」と「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を7月中旬に郵送します。

納付の際は、納付する期分の納付書を確認のうえ、忘れずにお持ちください。

国民健康保険税

国民健康保険に加入している方は、「給付を受ける権利」と同時に「保険税を納める義務」があります。保険税は、国民健康保険制度を支える貴重な財源です。納期限までに納付しましょう。

保険税率

保険税率は、納税通知書と同封のリーフレットをご覧ください。(令和元年度と同率)

納付方法(2種類)

- ・年金から天引きの「特別徴収」
- ・口座振替や納付書による窓口納付、インターネットを利用した納付の「普通徴収」

特別徴収

次の要件すべてに該当した場合、特別徴収の対象となります。

- ・世帯主を含めた国民健康保険加入者全員が65歳から74歳までの世帯
- ・年金受給額が年額18万円以上
- ・国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えない

※特別徴収の対象で、保険税を確実に納付されていた方は、市に申し出ることにより口座振替による納付に変更することができます。

※10月から特別徴収が開始される方は、納税通知書の課税世帯の明細書の「年金から天引きさせていただく税額」欄に税額が記載されています。

※災害や火災、病気、倒産またはリストラによる失業など、国民健康保険税の納付がどうしても困難なときは、分割納付や納付期限の延長、減免制度の適用などが認められる場合がありますので、お早めに、国保年金課または納税課までご相談ください。

保険税の軽減

世帯の合計所得額が基準額(4月1日に一部拡充)以下の場合には保険税を軽減します。

※所得の申告をしていないと軽減が受けられません。

①平等割額の軽減

特定世帯(同一世帯内の国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保被保険者が単身となった世帯)は5年間、平等割が2分の1軽減され、6～8年目の特定継続世帯は4分の1軽減されます。

②低所得世帯に対する軽減

国民健康保険税の軽減適用を受けている世帯で、後期高齢者医療制度への移行により国保の被保険者数が減少しても、所得や世帯構成が変わらなければ、移行前と同様の軽減が受けられます。

③被扶養者に係る減免

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することで、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった65歳以上の方は、申請することにより減免が受けられます。

後期高齢者医療制度の保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。納付方法は、年金受給額などによって異なります。

納付方法(2種類)

- ・年金から天引きの「特別徴収」
 - ・口座振替や納付書による納付の「普通徴収」
- ※特別徴収が優先されます。

①4月の年金から天引きされている方

すでに仮徴収(4月・6月・8月の年金から天引き)されている方は、決定した保険料から仮徴収を差し引いた残額を、10月～令和3年2月に支給される年金から天引きをします。

※納付済みの保険料が、決定した保険料額を上回る場合は、後日通知のうえ差額をお返しします。

②年金から天引きされない方

年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方は、口座振替や納付書により納付してください。納期数は、国民健康保険税や介護保険料と同じ7月～令和3年2月の8回となります。

③10月の年金から天引きされる方

令和元年10月1日～令和2年4月1日の間に八街市に転入された方や75歳になられた方(②の方は除く)などは、7月～9月は納付書で納付していただき、10月の年金から天引きを開始します。

※複数の年金を受給している方は、国民年金(老齢基礎年金)を優先し、1つの年金から天引きしますので、優先順位が2番目以降の年金が基準額以上であっても、保険料が天引きされない場合があります。

保険料算定の基礎

均等割額 43,400円 所得割率 8.39%

保険料の上限額 64万円

保険料の納付方法の変更

すでに、特別徴収(年金から天引き)をされている方も、市に申し出ることにより口座振替による納付を選択できます。

保険料の軽減措置

「保険料額決定通知書」に、軽減額などを記載してありますので、ご確認ください。

①後期高齢者医療制度加入者と世帯主の合計所得が軽減判定以下の世帯は均等割が軽減されます。

②後期高齢者医療制度に加入する直前、「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、所得割はかからず、均等割が5割軽減されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

市県民税非課税世帯で後期高齢者医療制度に加入されている方が高額な外来診療を受けたとき、同じ医療機関で同じ月の窓口での支払いが一定の金額に抑えられるとともに、入院した場合は、病院窓口で支払う入院時の医療費負担額と食事代が軽減される認定証交付申請を受け付けています。

また、令和2年7月31日までの有効期限の認定証をお持ちの方で、更新時においても該当する方には、認定証を郵送しますので申請する必要はありません。

※自己負担限度額は、世帯の所得状況により異なります。

後期高齢者医療被保険者証が8月から新しくなります

後期高齢者医療制度に加入されている方には、新しい被保険者証を7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。届かない場合は国保年金課までご連絡ください。

新しい被保険者証(黄土色)の有効期限は、令和3年7月31日です。

国保年金課 ☎ 443-1139

